

# 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

**この書面をよくお読みください。**

- 当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

## 手数料など諸費用について

- 証券保管振替機構を通じて他の証券会社へ株券等に移管する場合には、1 口座について 11,000 円 (税込) を移管手数料として頂戴いたします。
- 上記以外の有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴いたしません。

## この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

- 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

- 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

- この契約の終了事由

当社の証券総合サービス約款集に掲げる事由に該当した場合は、この契約は解約されます。

当社の概要

商号等	北洋証券株式会社
	金融商品取引業者 北海道財務局長 (金商) 第 1 号
本店所在地	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 3 丁目 1 1 番地 北洋ビル 4 階
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)
資本金	30 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和 13 年 2 月
連絡先	011-221-8536 又はお取引のある営業店にご連絡ください。

※上記は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規程によりお渡しする書面であり、当該法令に指定された事項のみが記載されています。約款に記載されている「預り証券の保管振替機構を通じた他社への預け替えに関する手数料」等は、法令の記載事項に該当していないため記載されておりませんので、ご注意ください。当該手数料等の詳細につきましては、お取引のある本支店等にご確認をお願いいたします。

以上